

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第23号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第21条関係）

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額			
		居宅介護同行 援護行動 30分 あたり	短期入所1日 あたり	重度訪問介護 30分 あたり	障害児 通所支 援事業 所1日 あたり
A 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者	0円	0円	0円	0円	0円
B 当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	50円	100円	50円	100円	
D1	A階層を除き0円以上12,000円以下	1,600円	100円	200円	100円	200円	
D2	当該年度の30,000円以下	2,200円	150円	300円	150円	300円	
D3	市町村民税の60,000円以下	3,300円	200円	400円	200円	400円	
D4	課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	60,001円以上96,000円以下	4,600円	250円	600円	250円	500円
D5		96,001円以上189,000円以下	7,200円	300円	1,000円	300円	700円
D6		189,001円以上277,000円以下	10,300円	400円	1,400円	400円	1,000円
D7		277,001円以上348,000円以下	13,500円	500円	1,800円	500円	1,300円
D8		348,001円以上465,000円以下	17,100円	600円	2,300円	600円	1,700円
D9		465,001円以上594,000円以下	21,200円	800円	2,800円	800円	2,100円
D10		594,001円以上716,000円以下	25,700円	1,000円	3,400円	1,000円	2,500円
D11		716,001円以上864,000円以下	30,600円	1,200円	4,100円	1,200円	3,000円
D12		864,001円以上1,056,000円以下	35,900円	1,400円	4,800円	1,400円	3,500円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600円	1,600円	5,500円	1,600円	4,000円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800円	1,900円	6,400円	1,900円	4,600円

D 1 5	1,439,001円以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	障害児 通所給 付費基 準額及 び肢 体不 自由 児通 所医 療費 基準 額
-------------	--------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を1.6倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護に係るやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、重度訪問介護に係る負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、7に該当す

る場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律規定に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した額をいう。

6 別表第1「障害児通所支援事業所1日当たり」において、C及びD1からD15の税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一人当たりの徴収金基準額（日額）とする（7に該当する場合を除く。）。

第1欄	第2欄
-----	-----

障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	徴収金基準額（日額）に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

7 別表第1「障害児通所支援事業所1日当たり」において、C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の令第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの徴収金基準額（日額）とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	徴収金基準額（日額）に定める額

扶養義務者の小学校就学前最 年長負担額算定基準者（小学 校就学前負担額算定基準者 のうち最年長者をいう。以下 同じ。）である障害児（全 ての負担額算定基準者が小 学校就学前負担額算定基準 者である場合に限る。）	徴収金基準額（日額）に定 める額
扶養義務者の小学校就学前最 年長負担額算定基準者である 障害児（負担額算定基準者 のうち小学校就学前負担額 算定基準者以外の者が1人 のみである場合に限る。）	徴収金基準額（日額）に定 める額に0.5を乗じて得た 額
扶養義務者の小学校就学前負 担額算定基準者である障害 児（小学校就学前最年長負 担額算定基準者を除く小学 校就学前負担額算定基準者 のうち最年長者である障 害児に限る。） （全ての負担額算定基準 者が小学校就学前負担額 算定基準者である場合 に限る。）	徴収金基準額（日額）に定 める額に0.5を乗じて得た 額
上記以外の障害児	0円

8 別表第1「障害児通所支援事業所1日当たり」において、措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

別表第2備考3各号列記以外の部分中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「（昭和22年法律第175号）」を加え、同備考3第3号中「租税特別措置法等の一部を改正する法律」の次に「（平成10年法律第23号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。